（無線局運用規則の一部改正）

第二条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局、簡易無線局並びに非常局の運用 ［第一節　略］ 第二節　非常の場合の無線通信（第百二十九条―第百三十七条） 第三節　携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル５Ｇの基地局の監視制御等（第百三十七条の二） ［第五章～第十章　略］ 附則 **第三節**　携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル５Ｇの基地局の監視制御等 （監視制御機能及び保守運用体制） **第百三十七条の二**　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するものに限る。）の基地局又は同条第十五号に規定するローカル５Ｇの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。 一　監視制御機能 (1)　無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けること。 (2)　無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けること。 (3)　無線設備には、故障等の箇所を識別する機能を設けること。 (4)　無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けること及びそれらの記録をとること。 二　保守運用体制 (1)　二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制を整備すること。なお、保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。 (2)　作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にすること。 (3)　設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとること。 (4)　定期的に保守点検を実施すること。	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節　同上］ 第二節　非常の場合の無線通信（第百二十九条―第百三十七条） ［第五章～第十章　同上］ 附則 ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。